

令和8年9月市議会 建設水道委員会資料

所管事項調査

【目 次】

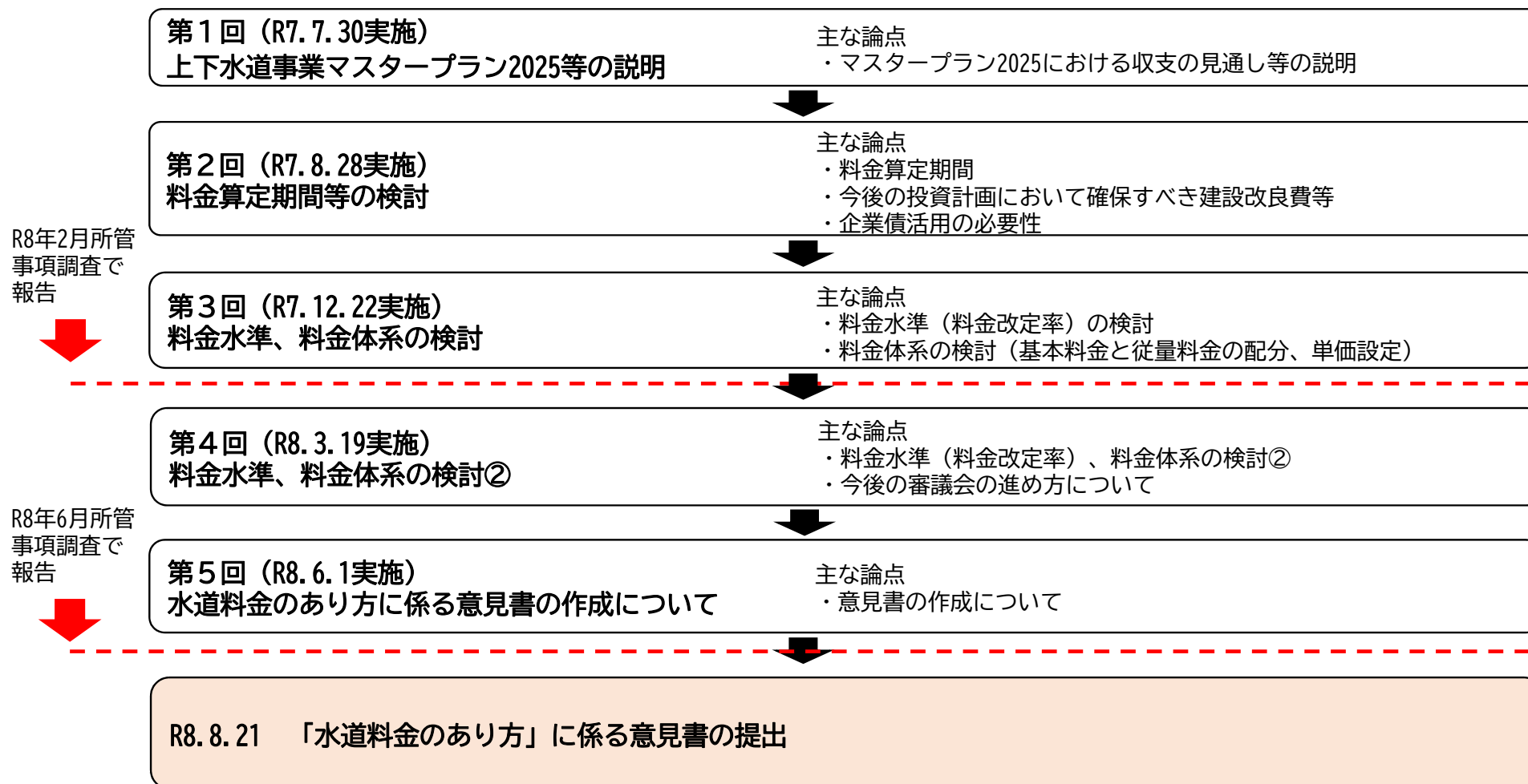
ページ

I 水道料金のあり方について	2 ~ 8
II 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について	9 ~ 16

上下水道局
令和8年9月

I 水道料金のあり方について

1 審議経過について



I 水道料金のあり方について

2 審議会からの意見書提出について

- (1) 日時：令和8年8月21日(金) 15:00～15:30
- (2) 場所：市役所8階 第2応接室
- (3) 出席者
 - 長崎市上下水道事業運営審議会
 - 穴倉 学 会長 (長崎大学経済学部 教授)
 - 蔣 宇静 副会長 (長崎大学工学部 教授)
 - 長崎市
 - 鈴木 史朗 市長
 - 片江 伸一郎 上下水道局長
 - 富本 健明 上下水道局業務部長
 - 花野 伸一郎 上下水道局事業部長



I 水道料金のあり方について

3 意見書の概要について

料金の改定について

今後の経営見通しでは、令和11年度から単年度収支が赤字となる見込みであることから、次のとおり水道料金の改定が必要である。

- (1) 料金算定期間は、令和11年度から令和14年度までの4年間とすること
- (2) 水道料金の平均改定率は12.27%とすること
- (3) 基本料金、従量料金は、それぞれ次のとおりとすること

【基本料金】

1か月あたりの料金（単位：円）

メーター口径	現行	改定案	現行との 差額
20mm以下	805	1,100	+295
25mm	1,000	2,500	+1,500
40mm	2,500	7,500	+5,000
50mm	4,500	13,500	+9,000
75mm	9,500	35,500	+26,000
100mm	16,000	72,000	+56,000
150mm	33,000	198,500	+165,500
200mm以上	45,000	417,000	+372,000

【従量料金】

1㎡あたりの料金（単位：円）

用途	使用水量の 単位	現行	改定案	現行との 差額
一般用	1～10㎡	70	80	+10
	11～50㎡	260	260	±0
	51～100㎡	330	330	±0
	101～1000㎡	396	360	▲36
	1001㎡～ (新設)		250	▲146
公衆浴場用		70	80	+10
船舶用		170	180	+10
臨時用		396	360	▲36

I 水道料金のあり方について

今後の事業運営について

長崎市の水道事業が健全経営を維持したうえで、安全かつ安定的な水道事業を次世代へと引き継がれるよう、次の点に留意して事業運営を行うこと。

(1) 料金改定にあたって市民・事業者に対する丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること

今回の水道料金の改定は、今後の経営見通しを踏まえると一定やむを得ないものと考えられるが、市民・事業者にとっては、大きな負担増となることから、市民に対しては連合自治会や中学校区単位で、事業者に対しては各業界単位で、丁寧な説明を行い理解を得るよう努めること。

(2) 安定的な水道事業を持続するため、水道料金については、定期的に見直しを行うこと

人口減少、物価高騰により経営環境は厳しさを増していくものと思われるが、今回の料金改定案は、市民負担の増を考慮し、抑制的な改定率となっている。経営改善を継続的に進めるとともに、今後においては、料金算定期間内の適切な時期に、当審議会に見直しの要否について意見を求め、見直しが必要と判断された場合は、遅滞なく見直しにかかる所要の手続きを行うこと。

I 水道料金のあり方について

(3) 安全・安心な水道水の供給のため、施設の老朽化対策を強化すること

長崎市の水道施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでいる。また、能登半島地震、熊本地震などの大規模自然災害に伴う断水は、市民生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしたところである。施設の老朽化は差し迫った課題となっている。その対策には多額の事業費が必要となるが、優先度を勘案し、企業債や有利な財源の活用を図ったうえで対策を強化していくこと。

(4) 持続可能な水道事業運営を行っていくために、経営改善の取り組みを進めること

将来の社会経済情勢を見据え、施設のダウンサイジング、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、担い手不足に備え、広域化、官民連携、技術の継承に努めること。

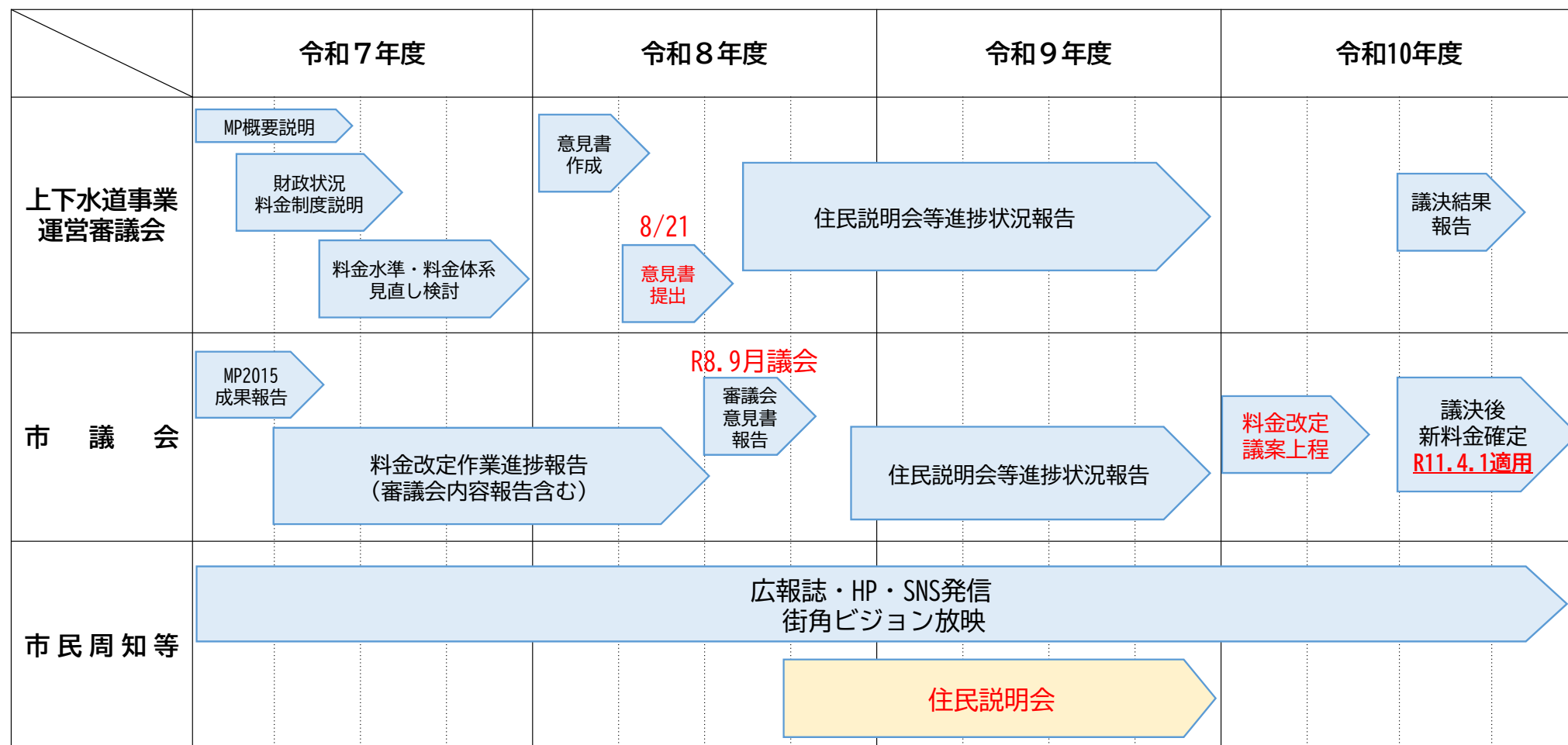
(5) 水需要の増加を図るため、水道水を使ってもらうためのPRを進めること

ミネラルウォーター、家庭用浄水器、ウォーターサーバーの普及が進むなど、飲用に「安全でおいしい水」を求める社会的関心が高まっている。水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）の取得やPFAS（有機フッ素化合物）等新たな化学物質への対策を確実に行之、水道水が安全・安心であることをPRすること。

また、長崎市の水道は、現在の供給能力において安定した給水が可能な状況であることを踏まえ、市民が安心して日常生活の中で水道水を利用できるよう、その魅力や利便性について積極的に発信すること。

I 水道料金のあり方について

4 今後のスケジュールについて



I 水道料金のあり方について

5 住民説明会等の実施について

(1) 住民説明会

ア 実施方法

市中心エリアと東西南北エリアのそれぞれに会場を設けて実施

イ 実施時期

令和8年12月～令和9年1月（予定）

各会場とも平日夜間及び休日昼間にそれぞれ実施

ウ 説明会日時、場所等の周知方法

- ・広報ながさき11月号掲載
- ・各自治会へポスター掲示依頼（11月～1月末）及び自治会回覧での周知を依頼
- ・保健環境連合会の常任理事会（11月18日）で会員への周知依頼
- ・ホームページ、SNSによる周知（11月～1月末）
- ・広報ながさき折り込み12月号掲載
- ・公共施設及び商業施設へのポスター掲示依頼（11月～1月末）
- ・問い合わせ等に対する受付専用窓口の設置と周知

エ 会場（予定）

市役所、北公民館、浦上駅前ふれあいセンター

東公民館、西公民館、琴海南部文化センター、三和公民館

(2) 事業者説明会

ア 対象

- ・宿泊施設、飲食業、商業、製造業、医療・福祉等の各業界団体
- ・水道メーターの口径が100mm以上の大口径使用者

イ 実施時期

令和8年10月から順次実施の予定

(3) その他

上記以外での説明会開催要望についても随時対応

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

1 令和8年熊本地震の被害状況

令和8年7月28日16時27分、熊本県熊本地方を震源として発生し、特に宇城市、氷川町、八代市を中心に甚大な被害が発生し、上下水道施設においても上下水道管の破損や断水が生じている。

【応急給水活動】

2 被災地への職員の派遣等について

(公社)日本水道協会からの応援要請により職員を派遣し、応急給水活動を実施した。

(派遣期間 7月29日～8月7日)

(1) 主な活動内容

日時	場所	活動内容	活動人数
7月30日～8月1日	益城町	益城町公民館福田分館で拠点給水	4人
8月2日	八代市	老人福祉施設等3カ所、保育園2カ所への巡回給水	
8月3日～5日			
8月6日	宇城市	老人福祉施設で拠点給水	4人

期間中延べ8名派遣

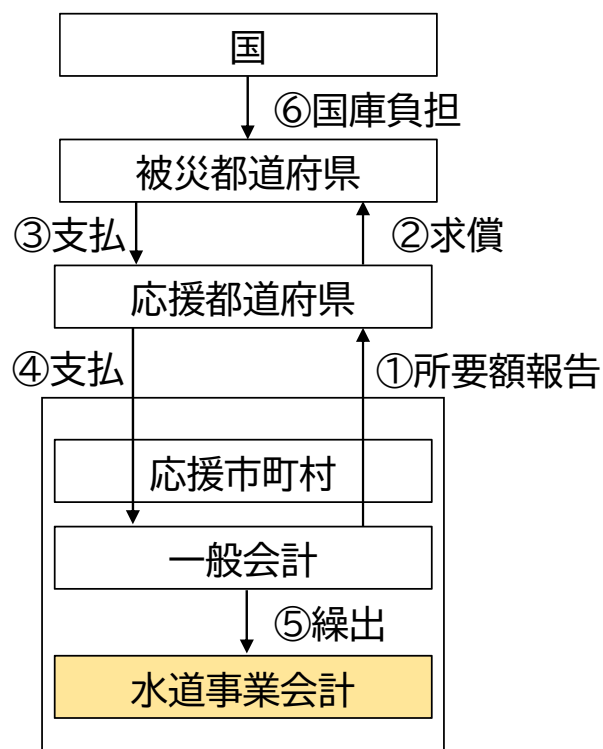
主な従事時間 8時～20時（7月30日～8月1日）、7時45分～17時（8月2日～6日）

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(2) 派遣に要した経費について

経費の内訳 旅費、人件費、燃料費（金額については現在集計中）
 経費の負担 災害救助法に基づき長崎県を通じて熊本県に求償する

(参考) 災害救助法に基づく経費負担の流れ



【経費負担の流れ】

- ①応援市町村が応援に要した所要額を報告する。
- ②応援市町村管轄の都道府県が所要額を取りまとめて被災都道府県に求償する。
- ③被災都道府県は求償額を応援市町村管轄の都道府県に支払う。
- ④応援市町村管轄の都道府県は応援市町村に支払いを行う。
- ⑤その後一般会計から水道事業会計へ繰り出しを行う。
- ⑥被災都道府県には最終的に国庫負担がされる。

災害救助法に適用する救助の種類 (災害救助法第4条第1項)

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 被災した住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬
10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの。

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(3) 全国からの応急給水活動状況（令和8年8月28日をもって上水道利用世帯で断水解消）

主な自治体名	最大断水戸数	断水期間	応援自治体
益城町	濁水等による給水	7/28～8/5	九州地方支部（長崎市ほか）
八代市	約25,269	7/28～8/26	九州地方支部（島原市、壱岐市ほか） 中国四国地方支部（広島市ほか） 関西地方支部（神戸市ほか） 関東地方支部（東京都ほか）
宇城市	約18,000	7/28～8/28	九州地方支部（佐世保市ほか） 中国四国地方支部（福山市ほか） 中部地方支部（名古屋市ほか） 関東地方支部（横浜市ほか）
氷川町	約3,231	7/28～8/28	九州地方支部（霧島市ほか） 中国四国地方支部（四国中央市ほか） 関西地方支部（大阪市ほか）

そのほか、熊本市、宇土市、上天草市、嘉島町、御船町、甲佐町にて応援自治体による給水活動を実施。

熊本県全域で断水は解消されたものの、井戸水利用世帯が多い八代市において9月以降も給水活動を継続。

長崎県内自治体はローテーションで給水車を1台派遣。



出典：国土地理院地図

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(参考) 本市の応急給水活動状況



益城町 福田分館で給水活動①



益城町 福田分館で給水活動②



川棚町と共同で巡回給水



八代市 介護老人保健施設
皇寿園で給水活動



宇城市 老人ホーム
ハートフル・マインドで給水活動



八代港での補水作業

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

【応急復旧活動】

3 被災地への職員の派遣等について

（公社）日本水道協会からの応援要請により被災地の水道管路の応急復旧工事を行うため、上下水道局と長崎市管工業協同組合との合同チームを編成し、応急復旧活動を実施した。

（派遣期間 8月6日～28日（8月28日に応急復旧が完了））

（1）主な活動内容

日時	場所	活動内容	活動人数	
			上下水道局職員	管組合職員
8月7日～12日	氷川町 八代市	漏水調査及び 水道管路の 応急復旧作業	常時4名体制で 6日ごとに2名ずつ 交代で活動	8人
8月13日～19日				10人
8月20日～27日				8人

期間中上下水道局職員延べ16名、長崎市管工業協同組合職員延べ26名派遣

主な活動時間 8時～18時

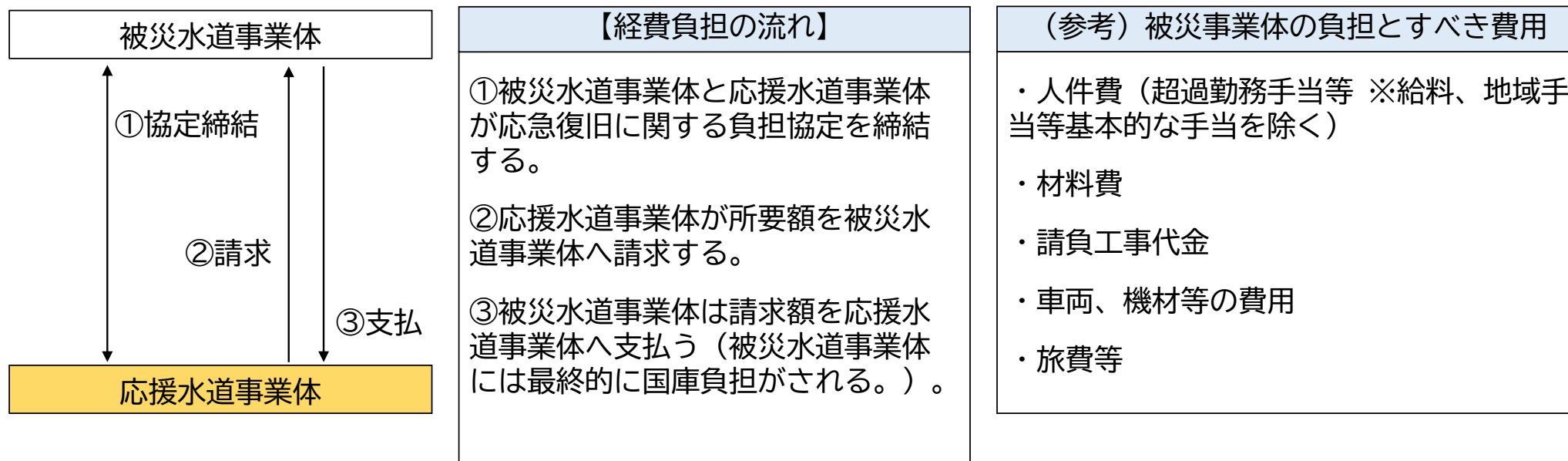
Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(2) 派遣に要した経費について

経費の内訳 旅費、人件費、燃料費（金額については現在集計中）

経費の負担 応急復旧活動に係る経費については、災害救助法の適用外であるため、被災水道事業体と応急復旧に関する負担協定を締結し、これに基づき被災水道事業体へ請求予定。

(参考) 応急復旧にかかる経費負担の流れ



Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(3) 全国からの応急復旧活動状況（令和8年8月28日に応急復旧が完了）

自治体名	応援自治体
八代市	九州地方支部（熊本市、 長崎市 ） 中国四国地方支部（広島市）
宇城市	九州地方支部（福岡市ほか） 中部地方支部（名古屋市）
宇土市	九州地方支部（北九州市）
上天草市	九州地方支部（福岡市ほか）
氷川町	九州地方支部（鹿児島市、 長崎市 ほか） 関西地方支部（大阪市ほか）
甲佐町	九州地方支部（佐賀市）
芦北町	九州地方支部（大分市）

【凡例】

橙：長崎市が応急復旧活動を実施した自治体

青：応援自治体が応急復旧活動を実施した自治体



出典：国土地理院地図

Ⅱ 令和8年熊本地震被災地への職員の派遣について

(参考) 本市の応急復旧活動状況 (氷川町)



応急復旧作業①



応急復旧作業②



漏水調査作業①



漏水調査作業②